

寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画

さがえっこ・すくすくプラン

平成27年3月 策定

平成30年3月一部改訂

寒 河 江 市



あいさつ

急速な少子高齢化の進展により、核家族化、就労の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整えることが喫緊の課題となってきております。

国においては、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、幼児教育・保育、地域の子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格スタートすることになりました。

本市でも新制度の施行に向けて、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とした「寒河江市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「安心して子どもを産み育てられ、子どもがすくすくと育つまちさがえ」を基本理念とし、「寒河江市次世代育成支援行動計画」の後継計画として、また、母子保健計画と一体的となって、継続的かつ総合的に子育て支援施策の更なる充実に努めてまいります。

子どもは、寒河江市の未来を担うかけがえのない宝であり、子どもが健やかに成長し、全ての家庭が安心して子育てできるよう、社会全体で子育てを支えるまちづくりを進めてまいります。この計画の実現に向け、市民の皆様、関係機関・団体の皆様のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重なご審議、貴重なご意見をいただきました寒河江市子ども・子育て支援推進会議の委員の皆様や、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査にご協力いただいた多くの市民の皆様に心から厚く感謝を申し上げます。

平成27年3月

寒河江市長 佐藤洋樹

目 次

第1章 序章

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の根拠規定	5
3 計画の期間	5
4 計画の位置づけ	5
5 計画の対象	6
6 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 年齢別人口	7
2 出生数	7
3 合計特殊出生率	8
4 世帯の状況	8
5 子どもの人口	10
6 周産期死亡率	11
7 低出生体重児の出生数	11

第3章 ニーズ調査について

1 ニーズ調査の実施	12
2 調査結果の概要	12
3 ニーズ量の見込	19
(1) 人口推計	19
(2) 教育・保育量の見込	19
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込	21

第4章 次世代育成支援対策推進行動計画の評価

1 主要事業の実施状況	22
2 目標事業量の達成状況	23

第5章 計画の基本理念と施策の方向

1 基本理念	25
Ⅱ 基本目標	25

Ⅲ 施策の体系.....	2 6
Ⅳ 施策の展開.....	2 7

【基本目標 1】子どもが健やかに育つまちづくり

1 妊娠期からの切れ目のない支援.....	2 8
(1) 思春期を対象とする事業.....	2 8
(2) 妊産婦を支援する事業.....	3 0
ア 妊婦健康診査事業.....	3 0
イ 健康教育・健康相談・特定不妊治療助成事業.....	3 2
2 子どもの健やかな成長・発達への支援.....	3 5
(1) 乳児を支援する事業.....	3 5
ア 乳児家庭全戸訪問事業.....	3 5
イ 養育支援訪問事業.....	3 6
ウ 健康教育・健康相談・乳幼児健康診査.....	3 7
(2) 発達支援を要する子どもに関する連携体制の充実.....	3 9
(3) 歯科保健事業.....	4 1
(4) 予防接種事業.....	4 2
3 子育てに関する学習機会の充実.....	4 4
(1) 育児教室等の充実.....	4 4
取り組みの目標.....	4 6

【基本目標 2】子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

1 教育・保育給付の充実.....	4 8
【教育・保育施設の現状】.....	4 8
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）.....	5 0
(2) 保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）.....	5 2
2 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	5 4
(1) 放課後児童対策推進事業.....	5 4
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	5 6
(3) ファミリー・サポート・センター事業.....	5 7
(4) 病後児保育事業.....	5 9
(5) 子育て短期支援事業.....	6 0
(6) 一時預かり事業.....	6 1
(7) 延長保育事業.....	6 3

【基本目標3】子育てを地域全体で支えるまちづくり

1	子育てに関する相談体制の充実	6 5
	(1) 相談窓口の充実及び関係機関との連携強化	6 5
	(2) 利用者支援の充実	6 7
2	要保護児童対策の充実	6 8
	(1) 子育て支援ネットワーク活動の充実	6 8
3	ひとり親家庭支援の充実	6 9
	(1) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	6 9
4	障がいのある子どもへの支援の充実	7 0
	(1) 障がい児支援事業等	7 0
5	子育て世帯への支援充実	7 2
	(1) 経済的な支援の充実	7 2
6	仕事と家庭生活の両立支援	7 3
	(1) ワークライフバランスの推進	7 3
7	遊び場、交流の場の整備	7 5
	(1) さがえっこ冒険ファンタジーランド整備事業	7 5
	(2) 身近な公園の整備	7 6
8	子どもの安全確保	7 7
	(1) 交通安全の推進	7 7
	(2) 防犯対策の充実	7 8

第6章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	7 9
2	計画の評価・進捗管理	7 9
3	計画の中間見直し	7 9

【資料】

	本事業計画で使用する用語の説明	8 0
	寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例	8 4
	寒河江市子ども・子育て支援推進会議委員	8 6
	計画案策定の経過	8 7
	ニーズ調査の結果	8 8

A collection of five light gray circles with soft shadows, arranged in a circular pattern around the central text. One large circle is at the top left, one medium circle is at the top right, one medium circle is at the bottom left, one medium circle is at the bottom right, and one small circle is at the bottom center.

第1章

序

章

さがえっこ・すくすくプラン

第1章 序章

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に「子どもを安心して産み育てられる地域社会の創造」を基本理念として策定した寒河江市次世代育成支援行動計画「子どもすこやかプラン・前期計画」（計画期間：平成17年度から21年度）に取り組み、平成22年度からは「みんなで子育てを支える地域社会づくり」を基本理念とした後期計画（計画期間：平成22年度から26年度）に取り組んできました。

また、平成23年度からスタートした新第5次寒河江市振興計画においては、「さがえっこすくすくプロジェクト」を重点施策に掲げ、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに鋭意取り組んでいるところです。

この間、認可保育所の新規開設、定員増による待機児童の解消、放課後児童クラブの新規開設や改修・移転による受入れの増、総合子どもセンター「ゆめは一と寒河江」の開設、さらには子どもの医療費無料化の拡大、第3子以降の保育料無料化などにより、子育て支援サービスの着実な充実を見えています。

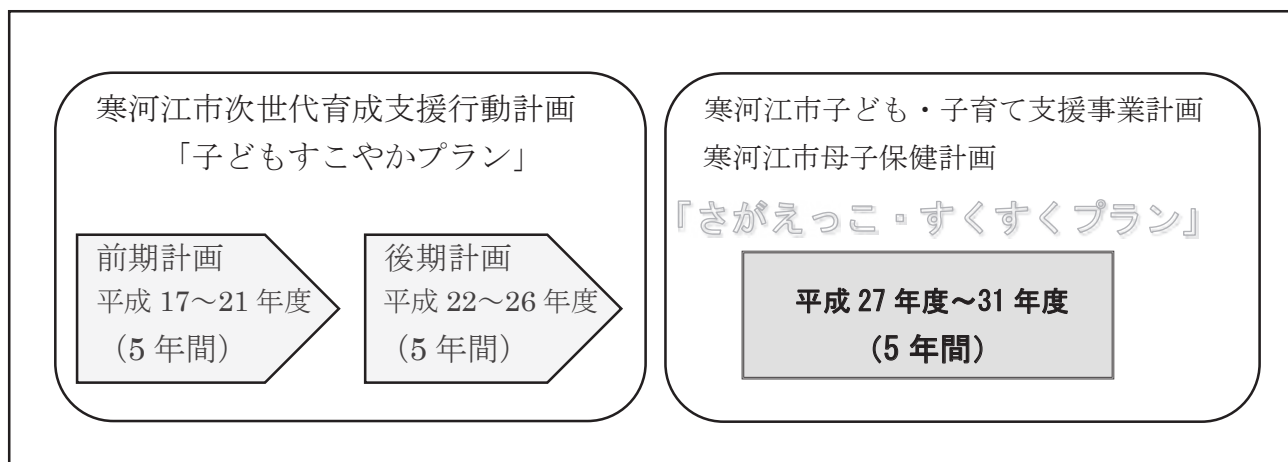
しかしながら、全国的な傾向として未婚の増、晩婚化などに伴う出生率の低下、それに伴う少子高齢化の進行、さらには核家族化の進行など、子ども・子育てを巡る環境は依然として厳しいものがあります。

このため、平成24年8月、子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連3法(*1)が制定され、「子ども・子育て支援新制度」(*2)がスタートすることとなりました。

このような状況の中、将来にわたる本市発展の活力を維持し、市民だれもが安心して子どもを産み育てられ、子どもがすくすくと成長する環境づくりを推進するためには、子育て世帯の負担軽減、仕事と育児の両立支援をはじめとした子育て支援の更なる充実を図る必要があります。

このため、これまで取り組んできた次世代育成支援行動計画「子どもすこやかプラン」の実績を基盤として、今後さらに計画的に子育て支援サービスの提供体制を整備確保するとともにその利用を支援し、「さがえっこすくすく宣言」(*3)の具現化を図るためこの計画を策定するものです。

【これまでの経過と今後の方向】



2 計画の根拠規定

この計画は、「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。) 第 61 条の規定及び「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年法律第 120 号) 並びに「母子保健計画について」(平成 26 年 6 月 17 日雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に基づき策定するものです。

3 計画の期間

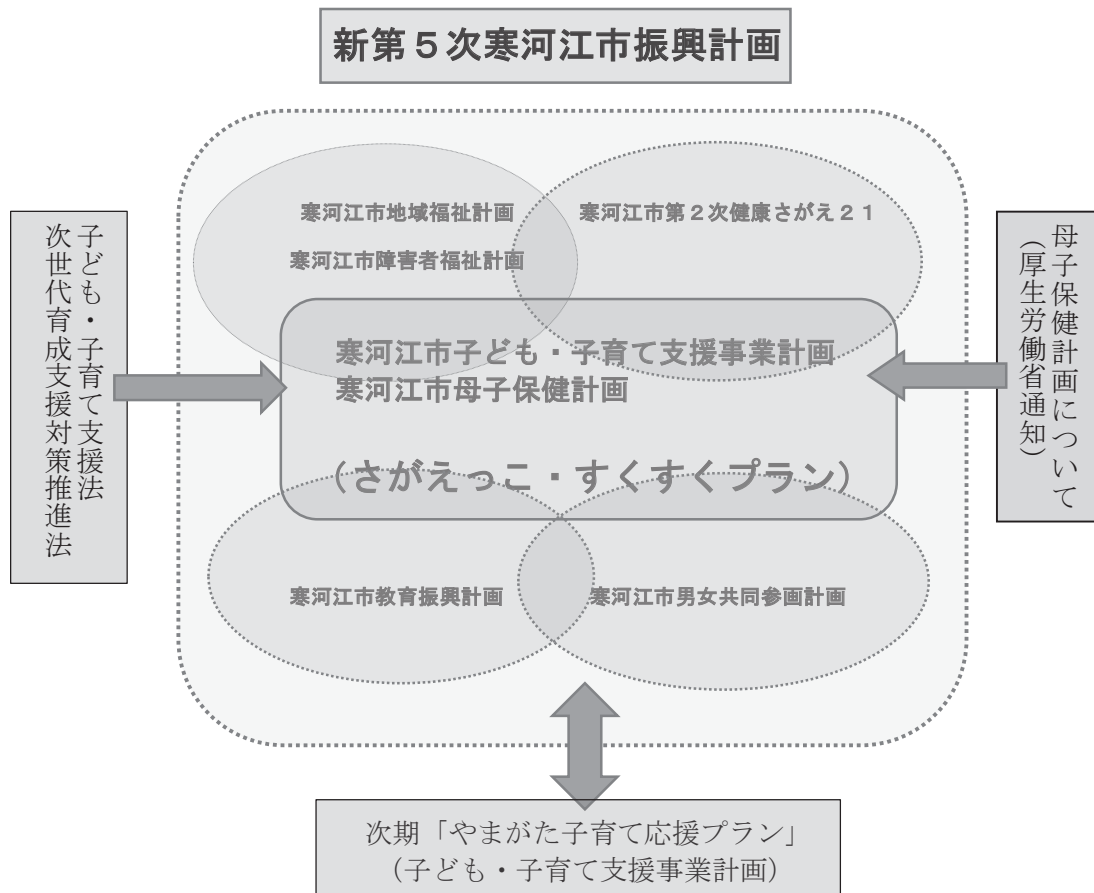
この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年間とします。

4 計画の位置付け

この計画は、法第 60 条に規定する基本指針を踏まえ、5 年間の計画期間中における幼児期の学校教育、保育及び地域の子育て支援に関する需給計画として策定するものです。

また、平成 26 年 4 月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が 10 年間延長されました。このため、本計画は、平成 22 年に策定し平成 26 年度で終了する「子どもすこやかプラン」(寒河江市次世代育成支援行動計画・後期計画) の後継計画として位置付けるものであり、その中に組み入れられていた母子保健計画についても、新たに 5 か年計画として策定し、一体的に推進しようとするものです。

なお、新第 5 次寒河江市振興計画を上位計画とし、寒河江市地域福祉計画、寒河江市教育振興計画等関係する個別計画との整合性を図ったものです。




5 計画の対象

この計画の対象者は、妊産婦から18歳までの児童とその家庭とします。

6 幼児期の学校教育・保育提供区域(*4)の設定

人口規模、交通事情及び各種サービスの利用の現状等を踏まえ、本市における学校教育・保育の提供区域は、市全域で1区域とします。

A decorative arrangement of five circles with a soft glow effect. One large circle is on the left, overlapping a slightly smaller circle above it. To the right is a single medium-sized circle. Below the main title area, there are two more circles: one on the left and one on the right, with two smaller overlapping circles positioned between them at the bottom center.

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

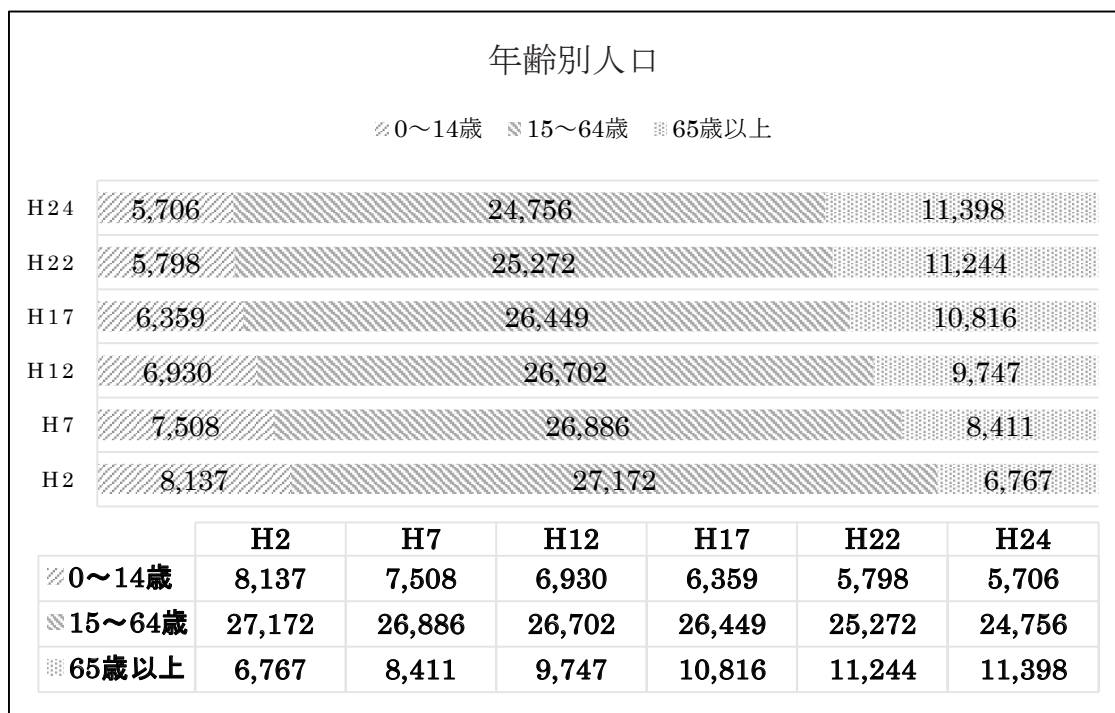
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 年齢別人口

平成2年と平成24年を比較すると、年少人口は2,431人の減(△29.9%)、となる一方で、高齢者人口は4,631人(68.4%)が増加しており、人口の少子高齢化が確実に進行しています。

【図 1】

(単位：人)



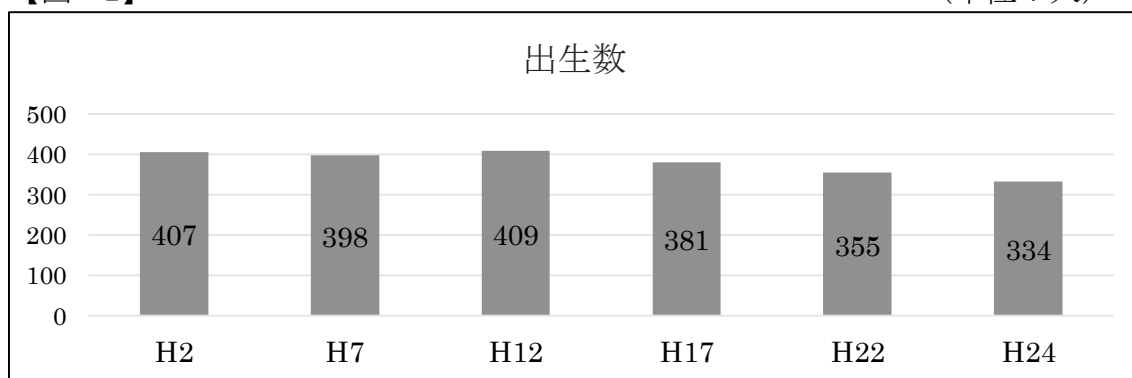
(資料：国勢調査)

2 出生数

年間の出生数は、年々減少の一途をたどっており、平成24年は334人となっています。平成2年と平成24年を比較すると、73人の減(△17.9%)となっています。

【図 2】

(単位：人)

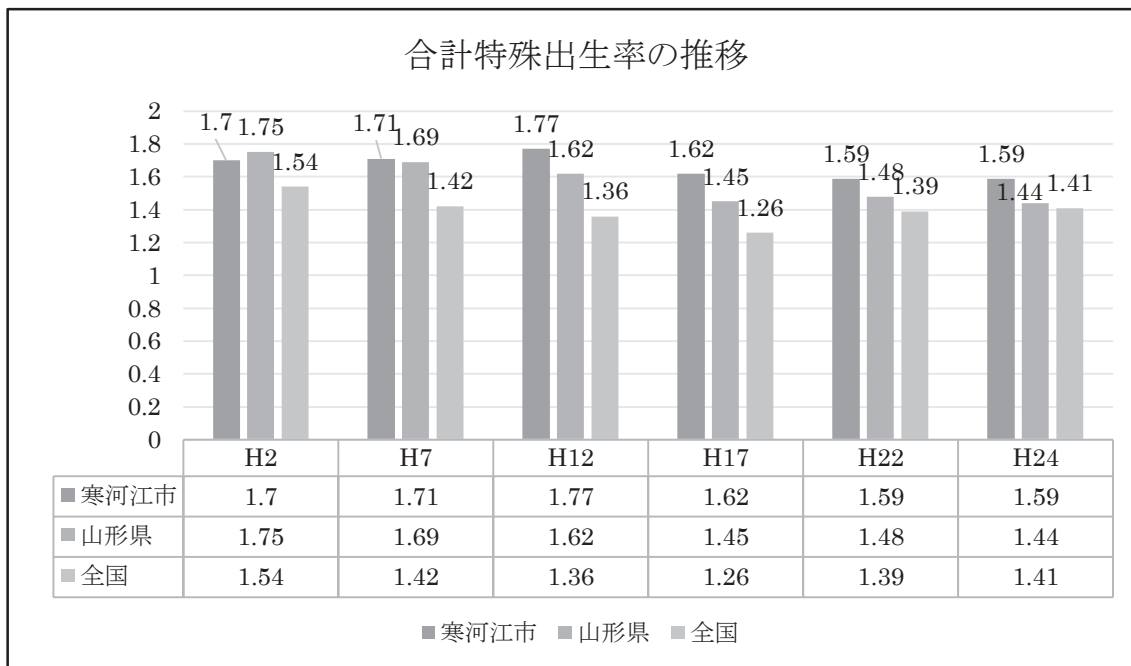


(資料：市民生活課)

3 合計特殊出生率(*5)

合計特殊出生率は、平成 2 年を除いては、全国及び県の数値を上回っています。全国状況を見ると、やや回復の兆しが見られますが、本市の状況は、平成 17 年以降は、1.6 前後で推移しています。

【図 3】



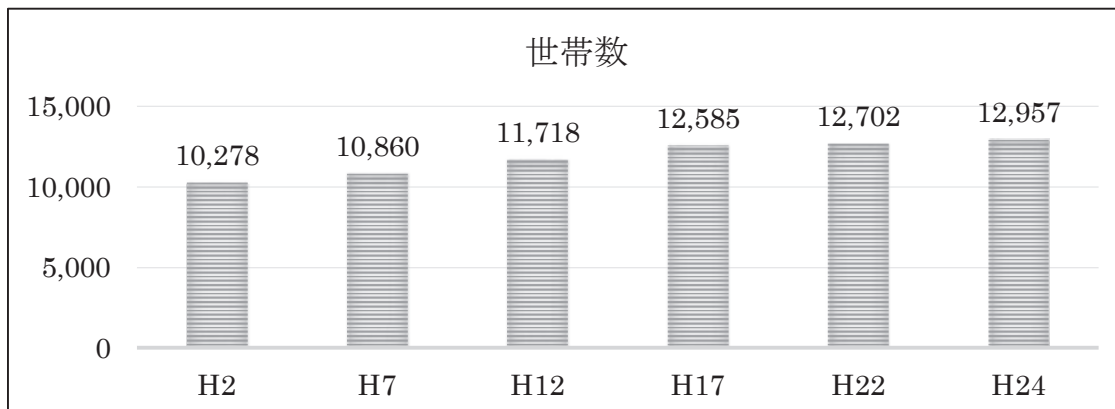
(資料：厚生労働省、県健康福祉部「人口動態統計」、村山保健所)

4 世帯の状況

世帯数は年々増加する一方で、1 世帯当たりの人数は年々減少し、平成 24 年には 3.24 人となっており、核家族化が確実に進行しています。

【図 4】

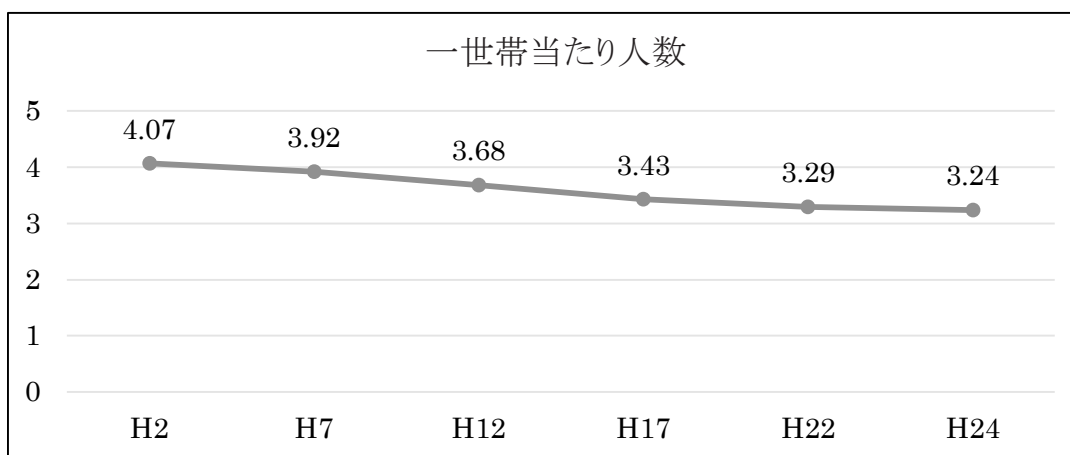
(単位：世帯)



(資料：国勢調査、県社会的移動人口調査)

【図 5】

(単位：人)

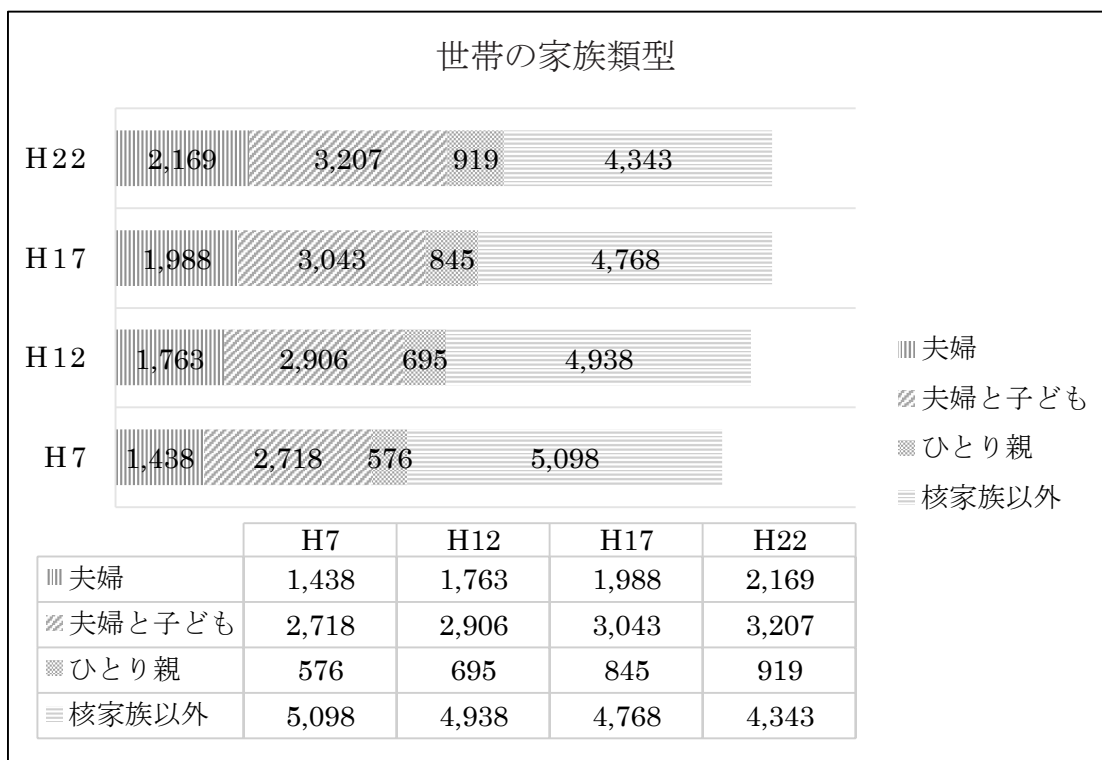


(資料：国勢調査)

世帯の家族類型を見ると、「夫婦のみ」、「夫婦と子ども」が年々増加しています。また、ひとり親世帯も増加傾向にあります。

【図 6】

(単位：世帯)



(資料：国勢調査)

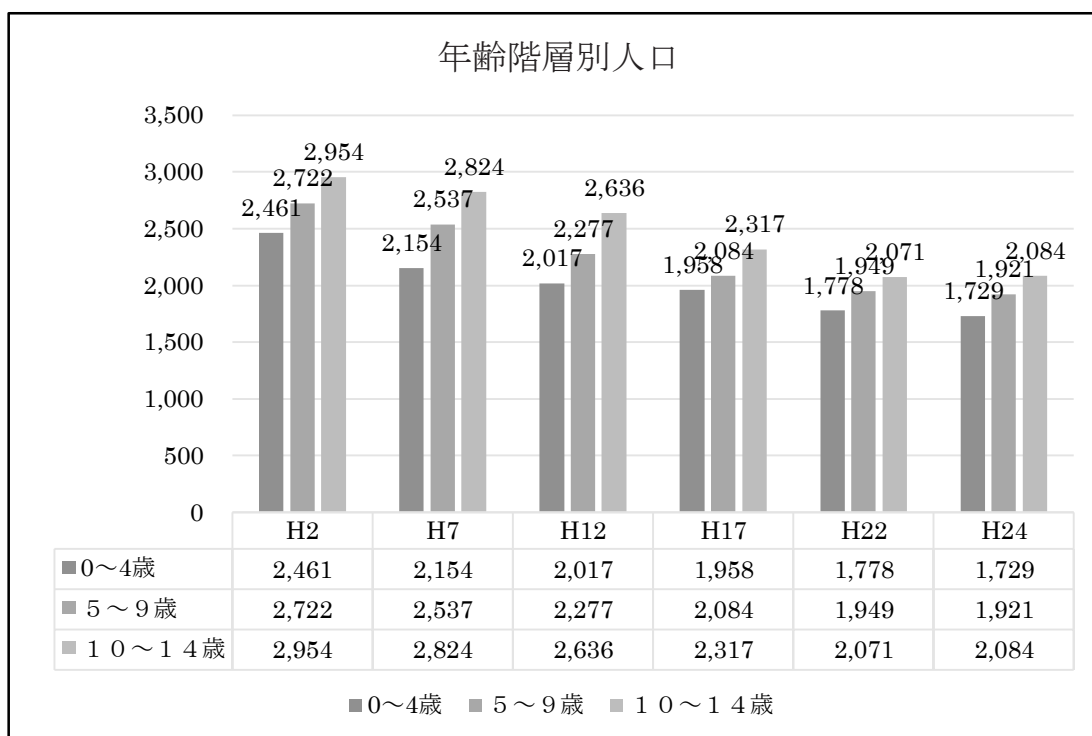
5 子どもの人口

子どもの人口は、いずれの年齢層においても、減少傾向にあります。

平成2年と平成24年を比較すると、0～4歳児では732人の減(△29.7%)、5～9歳児では801人の減(△29.4%)、10～14歳児では870人の減(△29.5%)となっています。

【図 7】

(単位：人)



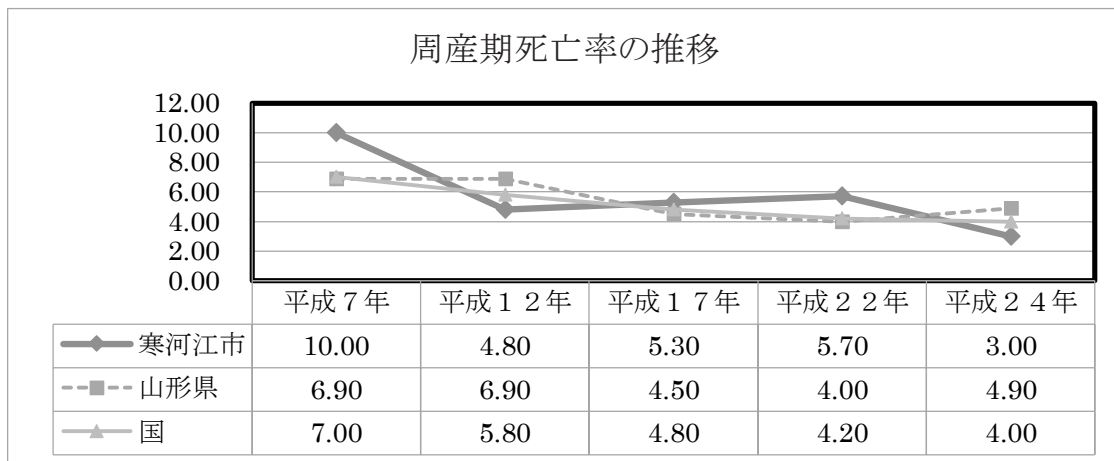
(資料：国勢調査、市民生活課)

6 周産期死亡率(*6)

周産期死亡率は、平成7年には全国及び県の数値を大きく上回っていましたが、医療技術の進歩により、年々減少傾向にあり、平成24年には全国及び県の数値を下回る状況になっています。

【図 8】

(出産千対)



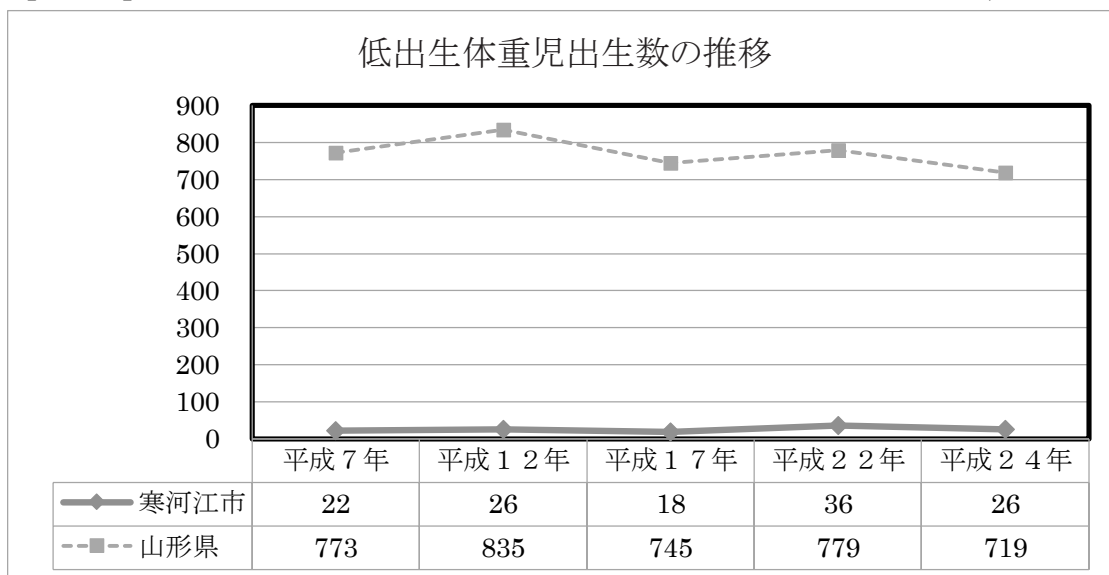
(資料：県保健福祉統計年報（人口動態統計編）)

7 低出生体重児(*7)の出生数


低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生数は、年によってバラつきはあるものの、概ね25人前後で推移しています。

【図 9】

(単位：人)



(資料：県保健福祉統計年報（人口動態統計編）)

A decorative arrangement of five overlapping circles in the upper left and right areas of the page. The circles are light gray with a soft white glow around them. One large circle is on the left, with a smaller one overlapping its top right. To the right, there is a single medium-sized circle.

第3章

ニーズ調査について

A decorative arrangement of five overlapping circles in the lower left and right areas of the page. The circles are light gray with a soft white glow around them. On the left, there is a medium-sized circle. On the right, there is a large circle. At the bottom center, there are two small overlapping circles.

第3章 ニーズ調査について

1 ニーズ調査の実施

事業計画を策定するに当たり、必要な情報を得るため、子育て家庭のニーズの動向分析等を行い、本市の現状と今後の子ども・子育て支援に関する課題を整理することを目的として以下のとおりニーズ調査を実施しました。

【表 1】 ニーズ調査の実施状況

対象者	調査数	回収率	調査時点	調査期間
就学前児童の保護者	1,000人	78.2%	平成25年 11月1日	平成25年 11月18日
小学校（1～3年生） の保護者	500	92.0		～ 12月3日

2 調査結果の概要

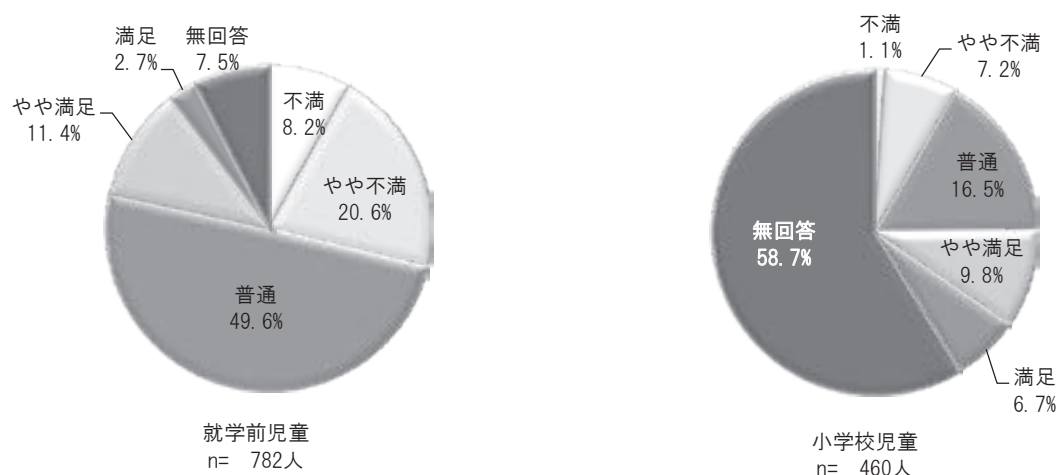
調査の結果、以下のような課題が明らかになりました。

(1) 子育て環境や支援に対する満足度

本市の子育て環境や支援に対する満足度を見ると、小学校児童の保護者は、8.3%が不満、やや不満と回答していますが、就学前児童の保護者では28.8%が不満、やや不満と回答しています。

その主な内容は、「保育所の入所、保育料に関すること」、「公園、遊び場に関すること」、「学童保育に関すること」などでした。

【図 10】 地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況



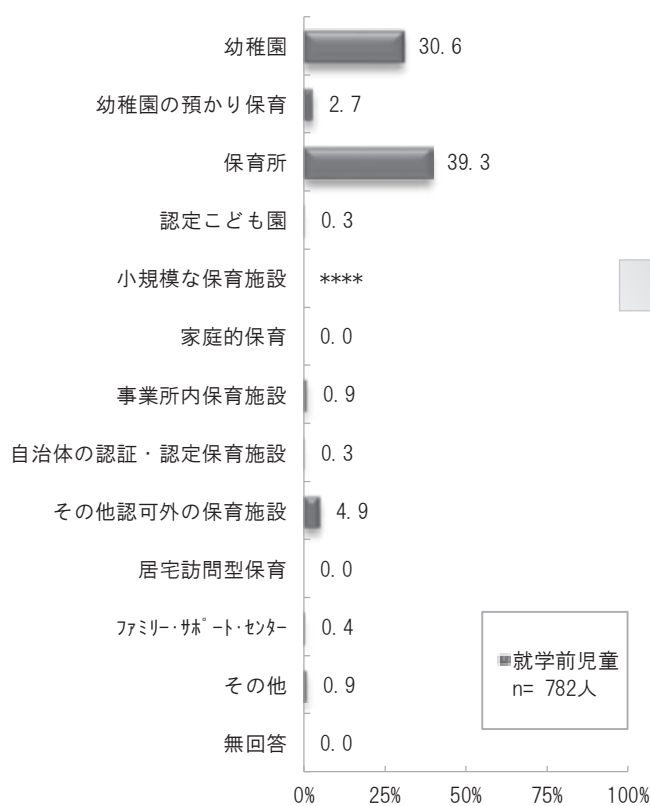
(2) ニーズに対応した施設の整備

教育・保育の平日の定期的な利用の現状と今後の利用希望の比較をみると幼稚園で 21.3%増、保育所で 15.6%増というように高い伸び率となっています。

このため、これらの結果を踏まえて、今後の整備のあり方について検討する必要があります。

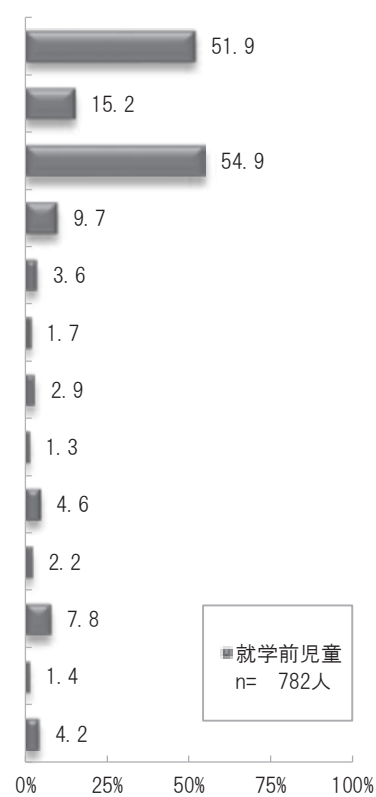
【図 11】

利用中の定期的な教育・保育事業



【図 12】

希望する定期的な教育・保育事業

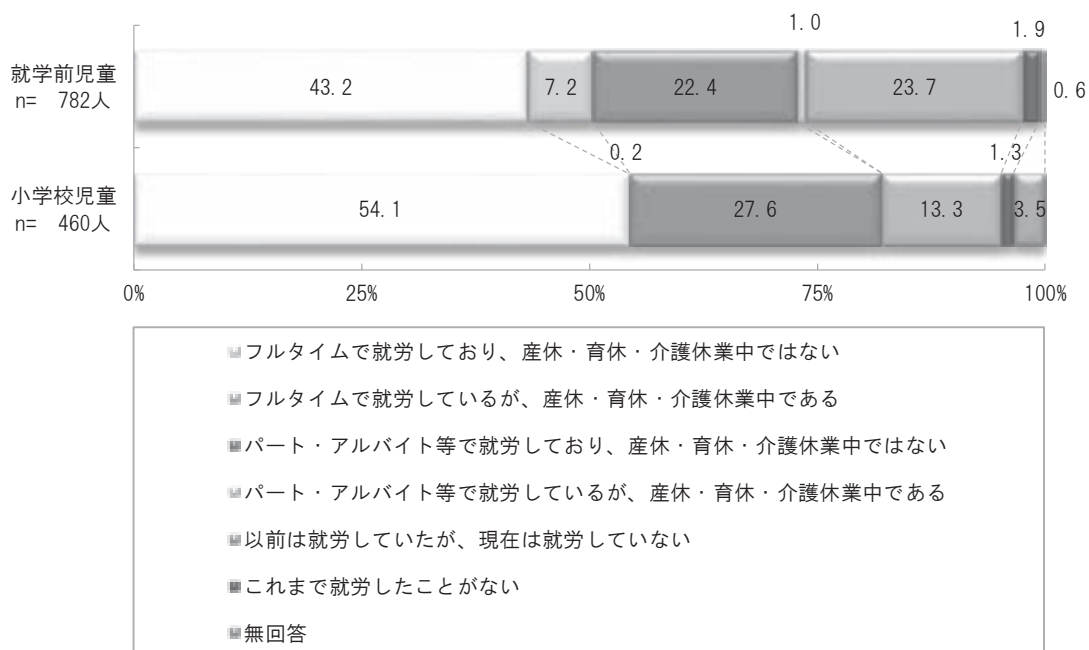


(3) 保護者の就労状況に応じた教育保育事業の運営のあり方

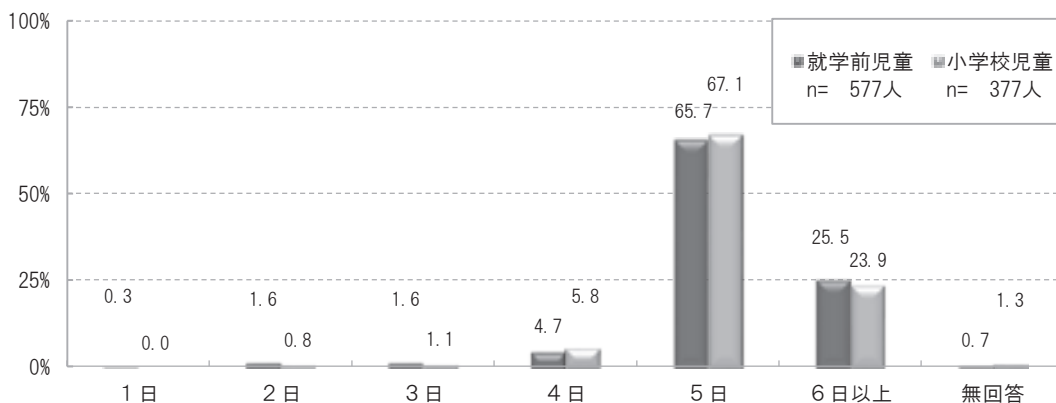
日常的に子育てに係わっている母親の就労状況をみると、就学前児童で73.8%、小学校児童で81.9%が就労しており、そのうち帰宅時間が18～19時台と回答した方が就学前児童で49.7%、小学校児童で41.9%でした。

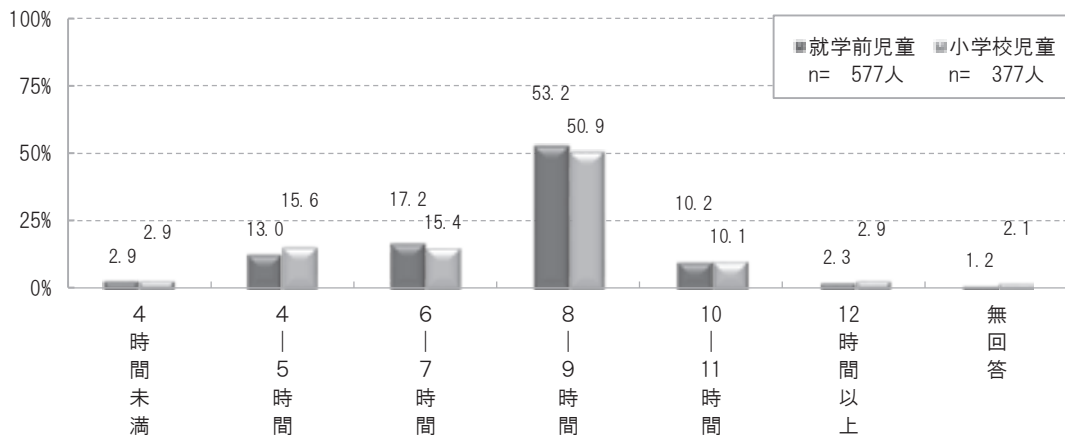
また、就労日数をみると、週6日以上が就学前児童で25.5%、小学校児童で23.9%であり、学童保育や土曜日及び休日保育のさらなる充実を検討する必要があります。

【図 13】 母親の就労状況

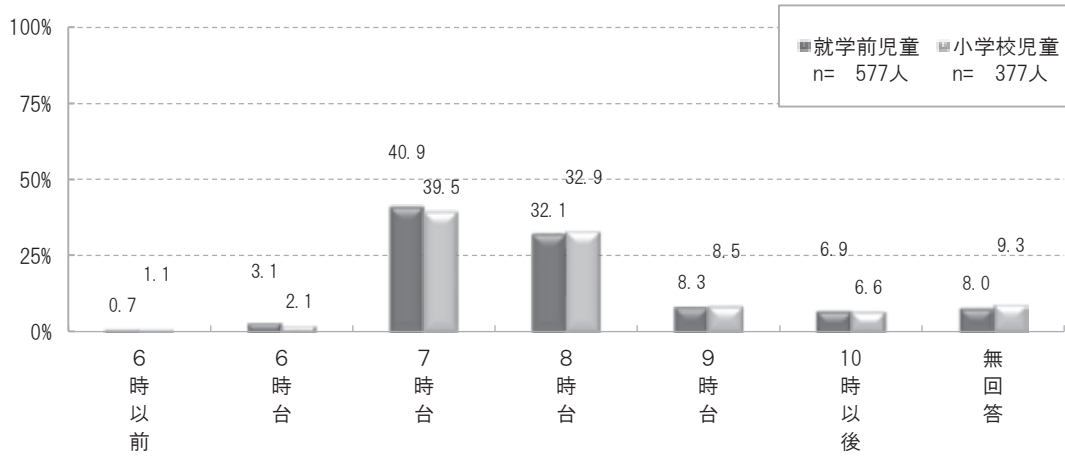


【図 14】 母親の就労日数・就労時間

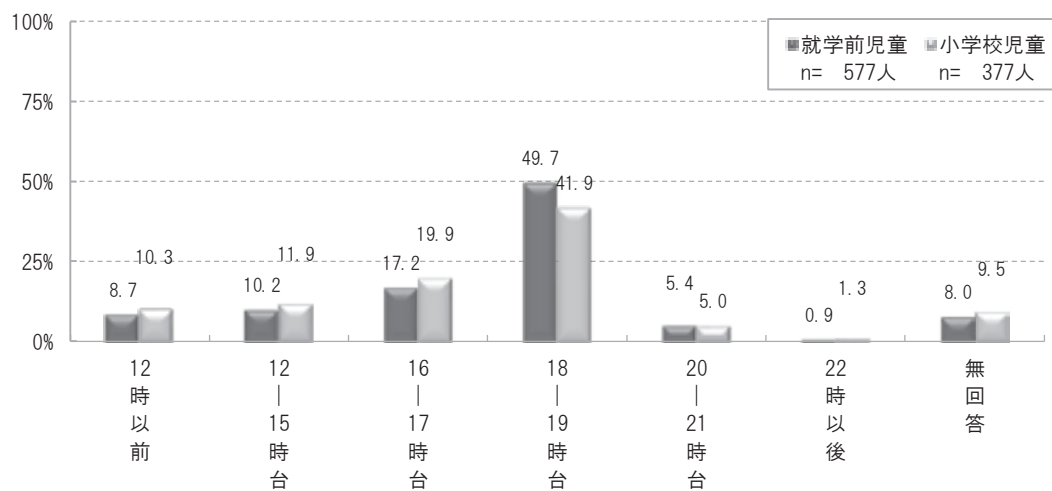




【図 15】 母親の出勤時間



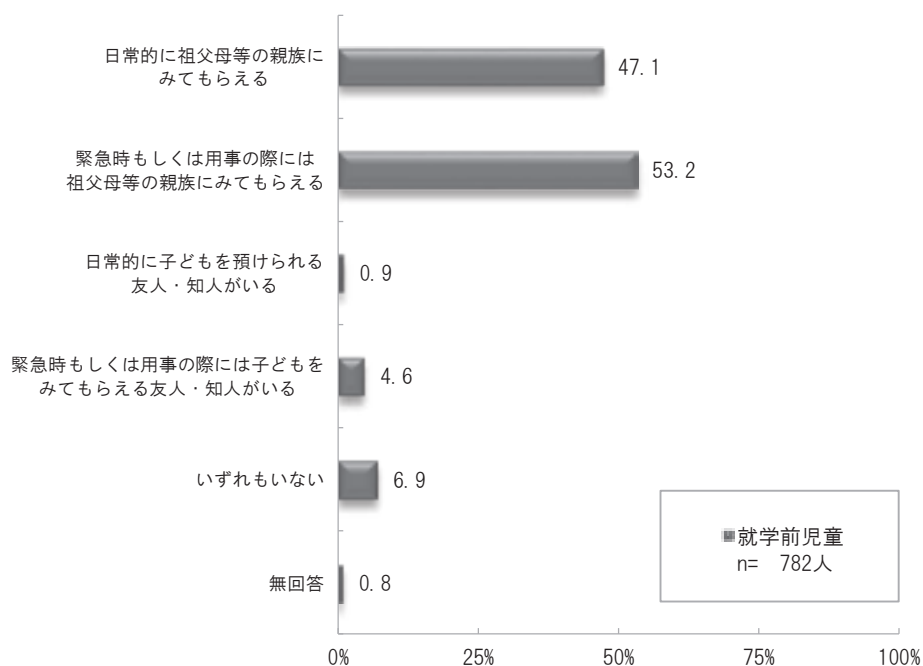
【図 16】 母親の帰宅時間



(4) 周囲の援助が得られない家庭への支援

育児に関して親族等の協力の有無に関する問に、「いずれもない」と回答した方が就学前児童の保護者で6.9%であり、周囲の援助が得られないこうした家庭に子育て支援の手を差し伸べる対策を検討する必要があります。

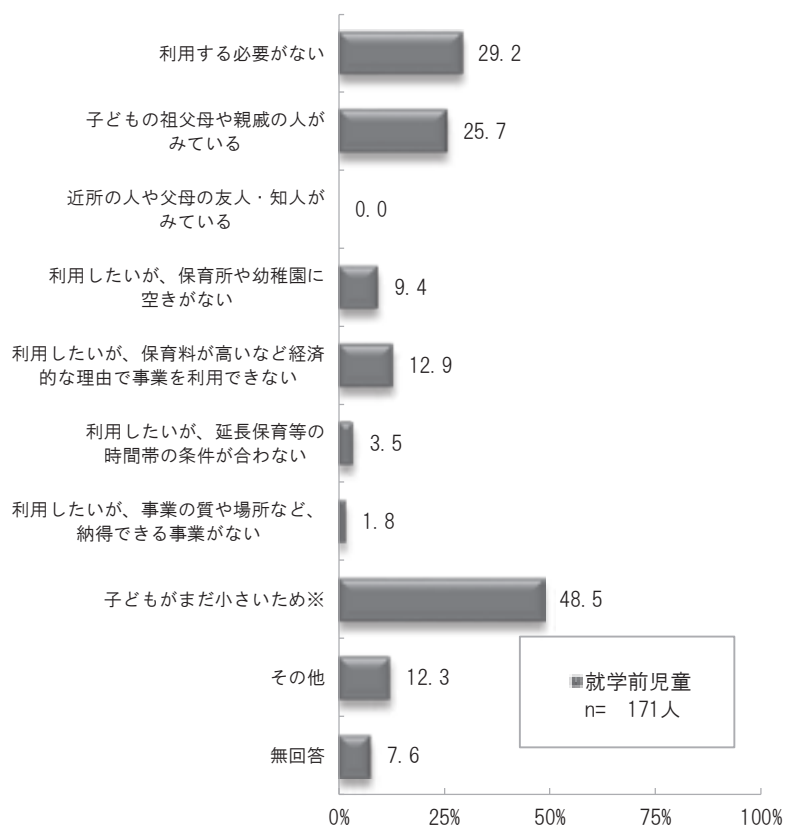
【図 17】 主な親族等協力者の状況



(5) 経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭への支援

定期的な教育・保育事業を利用しない理由の中で、「利用したいが経済的な理由で教育・保育事業を利用できない」と回答した方が 12.9%おり、こうした方に対する支援方策の検討が必要です。

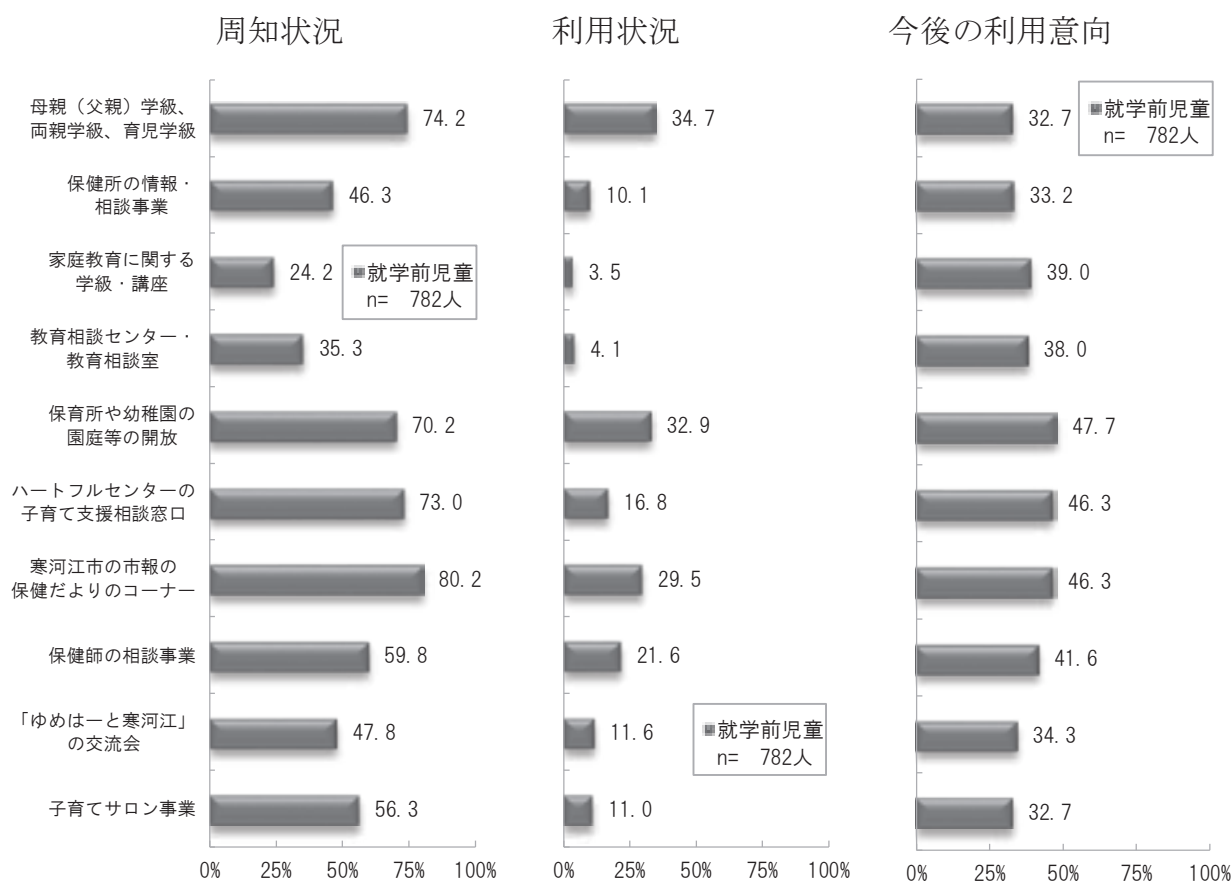
【図 18】 定期的な教育・保育事業を利用しない理由



(6) 利用率が低い事業に係る利用向上対策の在り方

周知度が高くても利用が少ない事業は「ゆめはーと寒河江の交流会」(11.6%)、「子育てサロン」(11.0%)などとなっています。このため、利用者の視点に立った事業内容及び周知方法等について検討が必要です。

【図 19】



3 ニーズ量の見込

(1) 人口推計

平成 27 年から平成 31 年までの推計結果は、以下のとおりです。平成 26 年と平成 31 年を比較すると、未就学児（0～5 歳児）では 116 名の減、就学児（6～11 歳児）では 154 名の減、合計すると 270 名の減が見込まれ、児童数の減少傾向が予測されます。

【表 2】 人口推計 (単位：人)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31－H26	
未 就 学 児	0 歳	306	314	312	307	303	299	△7
	1 歳	342	317	326	324	319	315	△27
	2 歳	345	344	319	328	326	321	△24
	3 歳	355	350	349	324	333	331	△24
	4 歳	336	357	352	351	326	335	△1
	5 歳	361	338	359	354	353	328	△33
	小計	2,045	2,020	2,017	1,988	1,960	1,929	△116
就 学 児	6 歳	373	368	345	366	361	360	△13
	7 歳	390	372	367	344	365	360	△30
	8 歳	362	394	376	371	348	369	7
	9 歳	371	362	394	376	371	348	△23
	10 歳	414	372	363	395	377	372	△42
	11 歳	430	414	372	363	395	377	△53
	小計	2,340	2,282	2,217	2,215	2,217	2,186	△154
合 計	4,385	4,302	4,234	4,203	4,177	4,115	△270	

※ 平成 21 年から平成 26 年までの住民基本台帳人口を基にして
コーホート法(*8)で推計。

(2) 教育・保育量の見込

ニーズ調査の結果に基づく需要量見込は、以下のとおりです。

◆3～5 歳児の教育ニーズ（幼稚園、認定こども園(*9)）については、「現状」が「需要量見込」を超える（現状 > 需要量見込）状況となっています。

◆3～5歳児の保育ニーズ（保育所、認定こども園）については、平成31年には、平成26年と比較すると59人（11.6%）程度の増が見込まれます。

◆0歳児及び1～2歳児の保育ニーズ（保育所、認定こども園及び地域型保育事業(*10)）については、推計人口の減少にかかわらず、入所年齢の低年齢児化等により、大幅な増が見込まれます。

【表 3】 教育・保育需要量見込 (H29調整/単位：人)

認定区分		対象施設	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31－ H26
教育施設	1号認定 (3～5歳)	・幼稚園 ・認定こども園	481	1	33	38	30	30	△64
	認定対象外	・幼稚園		507	462	412	405	387	
	小計			481	508	495	450	435	417
保育施設	2号認定 (3～5歳)	・保育所 ・認定こども園	508	560	562	580	567	567	59
	3号認定 (0歳)	・保育所 ・認定こども園	37	90	85	76	85	87	50
	3号認定 (1～2歳)	・地域型保育事業	215	290	325	345	342	343	128
	小計			760	940	972	1,001	994	997
合計			1,241	1,410	1,467	1,451	1,429	1,414	173

認定区分

区分	説明	備考
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者が幼稚園等（新制度に移行した施設）での教育を希望する場合。	教育ニーズに区分
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により保育の必要性があり、保護者が保育所等での保育を希望する場合。	保育ニーズに区分
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により保育の必要性があり、保護者が保育所等での保育を希望する場合。	
認定対象外	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園	教育ニーズに区分

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込

【表 4】地域子ども・子育て支援事業需要量見込 (H29調整/単位：人)

区 分	H25	H27	H28	H29	H30	H31	備考
放課後児童健全育成事業(*11)	356	433	491	549	590	620	実人数
地域子育て支援拠点事業(0～2歳児)(*12)	※1,500	925	1,000	2,510	2,490	2,450	延べ利用人数(月)
ファミリー・サポート・センター事業(*13)	1,211	557	167	600	600	600	延べ利用人数(年)
病児・病後児保育(*14)	0	4	5	10	10	280	延べ利用人数(年)
子育て短期支援事業(*15)	24	0	9	30	30	30	延べ利用人数(年)
一時預かり事業(幼稚園)(*16)	18,623	24,400	24,400	24,400	23,440	22,970	延べ利用人数(年)
一時預かり事業(保育所)	14	6	26	50	50	50	延べ利用人数(年)
延長保育事業(*17)	366	270	270	270	280	290	実人数
妊婦健康診査(*18)	4,947	5,760	5,580	5,400	5,400	5,400	延べ利用人数(年)
乳児家庭全戸訪問事業(*19)	325	320	310	310	300	300	延べ利用人数(年)
養育支援訪問事業(*20)	58	80	80	80	80	80	延べ利用人数(年)

※地域子育て支援拠点事業のH25の数値は、0～3歳児

(4) ニーズ量見込の算定方法

ニーズ量の見込については、国の手引きをもとに、平成25年11月に実施したニーズ調査の結果を踏まえて推計した利用希望率を基本として算定しています。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles of varying sizes, some with soft shadows, arranged in a scattered pattern around the central text.

第4章

次世代育成支援対策推進行動計画の評価

A decorative graphic consisting of several overlapping circles of varying sizes, some with soft shadows, arranged in a scattered pattern around the central text.

第4章 次世代育成支援対策推進行動計画の評価

1 主要事業の実施状況

標記行動計画（後期計画）に掲げた主要事業の実施状況と達成度の評価は、以下のとおりです。

【表 5】 実施状況と達成度

基本目標	施策	主要事業	実施状況	達成度
1 子どもを育む環境づくり	(1) 母子保健の充実	①子育て意識・思春期の思いやりの心を育む	赤ちゃんふれあい体験事業の実施	◎
		②母子保健事業の充実	乳幼児健診、健康相談、健康教育等の実施	◎
	(2) 子育て支援機能の強化	①子育てに関する情報提供・相談機能の充実	育児相談の実施、総合子どもセンターの開所	◎
		②児童センターの機能強化	総合子どもセンターの開所	◎
		③子育て家庭の育児支援	ファミリー・サポート・センターの運営等	◎
		④ひとり親家庭の自立支援	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け等	◎
	(3) 子育て家庭に対する経済的支援の充実	①子育て支援医療給付制度の充実	医療費無料化を中学3年生まで拡大	◎
		②施設就園児童への経済的な支援	第3子以降保育料無料化事業の実施	◎
		③福祉手当等による支援	児童手当の支給等	◎
	2 子育てと仕事の両立支援	(1) 保育サービスの充実	①待機児童の解消と低年齢児保育体制の充実	認可保育所の開設による待機児童の解消
②障がい児保育の充実			障がい児の受入れ、保育士の研修実施等	◎
③延長保育の充実			全保育所で延長保育を実施	△
④休日保育の実施			2か所で実施	◎
⑤特定保育の実施 (*21)			未実施。	×
一時保育の実施			全市立保育所で実施	◎
⑥地域に密着した保育所づくり			保育所開放、老人クラブとの交流等の実施	◎
(2) 保育基盤の整備		①市立保育所の安全確保	全保育所の耐震工事完了	◎
		②認可外保育施設等民間保育機能の強化	認可外すこやか保育事業の実施	◎
		③乳児、低年齢児保育基盤の充実	民間立認可保育所の開設（2施設）	◎
(3) 放課後児童対策の充実		①学童保育所の設置支援	高松小学校区での開設、きらきらクラブの改修、わんぱくクラブの新築移転	△
		②学童保育所の運営支援	指導員処遇向上加算、障がい児受入れ加算、開所時間延長支援の実施	◎
3 社会全体で子育てを支える地域づくり		(1) 子育てを支える風土づくり	①子どもを育む地域活動の支援	子ども会育成連合会、かもしかクラブの運営支援
	②子どもを見守る地域のネットワーク化		要保護児童地域対策協議会、子ども見守り隊の組織、活動展開等	◎
	(2) 子育てを見守る社会環境づくり	①事業所における子育て支援制度活用促進	男女共同参画計画の策定、普及啓発の実施	△
		②乳幼児の保健、保育情報の提供	ホームページや市報による保健保育情報の周知	◎
		③子どもの遊び場づくり	最上川ふるさと総合公園への遊具整備及び安全点検の結果に基づく計画的な整備（都市公園）	△
	(3) 次代を担う若者を応援する環境づくり	①若者の働く場の確保と就労支援	企業の誘致、新規就農者への支援	△
		②男女の出会い・交流の場づくりへの支援	男女の出会いや交流の場づくり等を行う団体への支援	◎

凡例 達成：◎ 達成見込み：○ 推進中：△ 未実施：×

2 目標事業量の達成状況

数値目標を設定した事業に係る目標事業量の達成状況は、以下のとおりです。

【表 6】 次世代育成支援行動計画の実施状況

事業名	区分	単位	H21 実施 状況	H26 目標事 業量(a)	H26 実施状 況(b)	目標値 対比 (%)	達成 度	備 考
①通常保育事業	0歳	人	5	30	37	102.7	◎	
	1・2歳	人	131	190	215			
	3歳	人	151	170	151			
	4・5歳	人	354	350	357			
	計	人	641	740	760			
②延長保育事業 (定期利用)	児童数	人	44	90	-	100.0	◎	
	か所数	か所	6	9	9			
③休日保育事業	定員	人	0	90	9	200.0	◎	H26から実施
	か所数	か所	0	1	2			
④放課後児童健 全育成事業	定員	人	323	330	412	124.8	△	未設置地区に ついては、H2 6から隣接学 童に送迎実施
	うち1～3年	人	270	280	332	118.6		
	か所数	か所	7	12	10	83.3		
⑤病後児保育事 業	定員	人	0	5	0	0.0	△	H27から実施 予定
	か所数	か所	0	1	0			
⑥子育て短期支 援事業(トワイライト)	児童数	人	0	3	-	100.0	◎	
	か所数	か所	0	1	1			
⑦子育て短期支 援事業(ショートステイ)	児童数	人	0	3	-	100.0	◎	
	か所数	か所	1	1	1			
⑧一時保育事業	児童数	人	13	14	-	100.0	◎	
	か所数	か所	6	7	7			
⑨特定保育事業	定員	人	0	5	-	0.0	×	未実施
	か所数	か所	0	1	0			
⑩ファミリー・サポ ート・センター事 業	か所数	か所	1	1	1	100.00	◎	
⑪地域子育て支 援センター事業	か所数	か所	1	1	1	100.00	◎	

※ H26実施状況(b)は、H26.4.1現在の数値です。

凡例 達成：◎ 達成見込み：○ 推進中：△ 未実施：×

①**通常保育事業**については、平成23年度に私立保育所が新たに2か所開所し、定員が増加したことにより、待機児童はゼロとなり、740人の目標に対し、760人の入所で達成率は102.7%となっています。

②**延長保育事業**については、全ての認可保育所で実施しています。

③**休日保育事業**については、平成26年度から2か所で実施しています。

④**放課後児童健全育成事業**については、利用者数は、330名の目標に対し412名が利用しており、目標を大幅に超えて達成しています。箇所数については、現在10か所で醍醐小学校区、三泉小学校区及び幸生小学校区が未設置地区となっています。このため、平成26年度から未設置地区で学童保育を希望する児童については、隣接する学区の学童クラブにタクシー送迎を実施し、利用機会を確保しています。

⑤**病後児保育事業**については、平成27年度からの実施に向けて準備を進めています。

⑥**子育て短期支援事業（トワイライト）**及び⑦**子育て短期支援事業（ショートステイ）**については、児童養護施設寒河江学園と委託契約を締結しており、支援が必要な場合は随時利用可能な体制ができています。

⑧**一時保育事業**については、市立保育所7か所で受け入れしており、支援が必要になった場合は利用できる体制になっています。

⑨**特定保育事業**については、未実施であり、その必要性も含めて、さらに検討する必要があります。

⑩**ファミリー・サポート・センター事業**及び⑪**地域子育て支援センター事業**については、総合子どもセンターの事業として、指定管理者制度を導入して実施しており、円滑に運営されています。

以上のことから、数値目標に対する達成状況については、「放課後児童クラブの設置箇所数」、「病後児保育」及び「特定保育」を除いては達成済みとなっています。

「放課後児童クラブ」については、未設置地区の解消に向け引き続き検討中ですが、タクシー送迎により利用機会は確保されています。また、「病後児保育」については、平成27年度から開所予定であり、特定保育事業を除いては、ほぼ達成できる見込です。

A decorative arrangement of five overlapping circles in the upper left and right areas of the page. The circles are light gray with a soft glow and vary in size and position, creating a sense of depth and movement.

第5章

計画の基本理念と施策の方向

A decorative arrangement of five overlapping circles in the lower left and right areas of the page. The circles are light gray with a soft glow and vary in size and position, mirroring the arrangement in the upper section.

第5章 計画の基本理念と施策の方向

I 基本理念

安心して子どもを産み育てられ、
子どもがすくすくと育つまち寒河江

保護者が、子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てを地域全体で支えるまちづくりを推進し、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が安心して子どもを産み育てられ、全ての子どもが健やかに、すくすくと育つ環境づくりを推進します。

そして、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援、仕事と育児の両立支援を通じて「さがえっこすくすく宣言」の具現化を目指していきます。

II 基本目標

【基本目標1】 子どもが健やかに育つまちづくり

子どもはみんな健やかに育つ権利があります。

子どもたち一人ひとりが心身ともに健康で、周囲に見守られながら健やかに育つまちづくりを推進します。

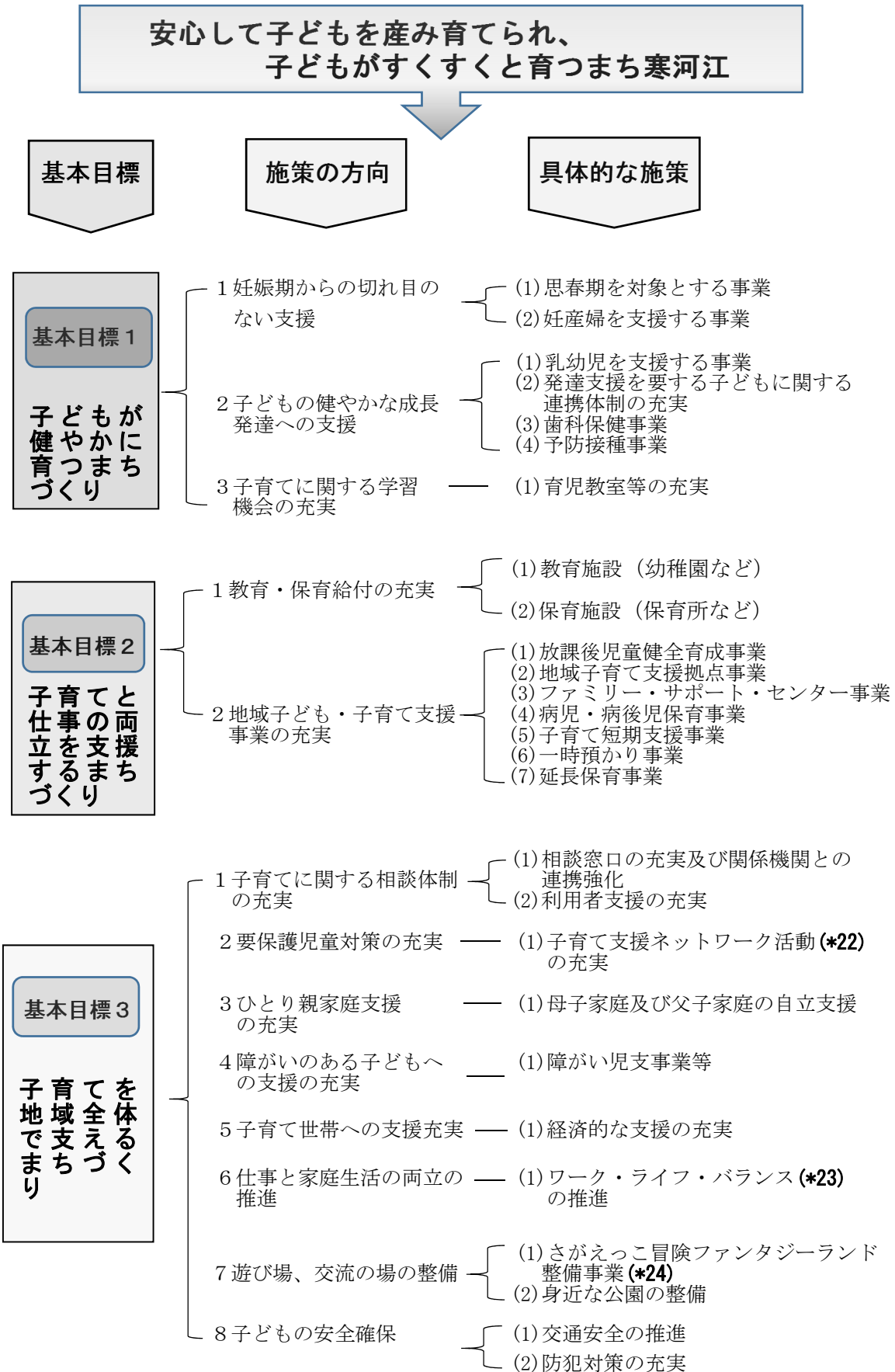
【基本目標2】 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

子育て世帯が、子育てをしながら安心して就労できるよう子育てと仕事の両立支援の体制づくりを推進します。

【基本目標3】 子育てを地域全体で支えるまちづくり

子どもは地域の宝であり、次代を担うかけがえのない存在です。子育てを地域全体で支え、だれもが安心して子育てできるまちづくりを推進します。

Ⅲ 施策の体系



IV 施策の展開

【基本目標 1】

子どもが健やかに育つまちづくり

1 妊娠期からの切れ目のない支援

(1) 思春期を対象とする事業

現 状

少子化、核家族化が進行し、乳児と実際に接する機会のないままに親になっていく人が増えています。このため、高校生が乳児やその親と触れ合い命の尊さを実感することにより、父性や母性を養い、将来の望まれた妊娠・出産につながるため、3か月児健康診査事業に合わせ「赤ちゃんふれあい体験事業」を実施しています。10代の人工妊娠中絶について、その実施率は山形県においては平成20年以降横ばい傾向にあり、全国と比べても低い水準となっていますが、寒河江市を含む村山保健所管内においても、いまだなくなっていない状況です。

【表 7】 赤ちゃんふれあい体験事業の実施状況 (単位：回、人)

	H22	H23	H24	H25	備考
開催回数	2	2	2	2	
参加者数	46	46	64	55	

【表 8】 人工妊娠中絶件数

			H20	H21	H22	H23
総数	全国	実数	242,326	221,980	212,694	202,106
		実施率	8.8	8.2	7.9	7.5
	県	実数	2,052	1,934	1,784	1,548
		実施率	9	8.6	8.3	7.3
	村山保健所管内	実数	1,092	971	901	774
		実施率	10.1	8.6	8.2	7.1
(再掲) 20歳未満	全国	実数	22,837	21,043	20,357	20,903
		実施率	7.6	7.1	6.9	7.1
	県	実数	145	146	150	134
		実施率	5	5.2	5.5	4.8
	村山保健所管内	実数	84	67	77	76
		実施率	6.1	4.7	5.6	5.6

(母子保健事業のまとめ平成24年度版)

実施率：15歳～49歳以下の女子人口千対（20歳未満の実施率は15歳以上19歳以下女子人口千対）

課 題

思春期の若者は、次世代へ生命をつなぐ妊娠・出産の入口におり、保健分野や学校での発達段階に応じた性教育が重要です。

自らの心と体の健康に関心を持ち、健やかな心身を育むために、行政、教育機関、医療機関、住民が課題を共有し、その解決に向けて連携して取り組んでいくことが不可欠であり、将来の虐待予防の観点からも、親となる準備教育が大切となっています。

施策の内容

- ① 赤ちゃんふれあい体験学習の充実を図ります。
- ② 人工妊娠中絶や性行為感染症などの10代における命・性の問題や生活習慣病予防・食習慣などに関して小中学校・高校の学校保健委員会や養護教諭等との連携、情報共有を図り、健康教育を推進します。



(2) 妊産婦を支援する事業

ア 妊婦健康診査事業

現 状

妊婦健康診査については、母子保健法上、望ましい受診回数は14回とされており、本市においても平成21年度より5回から14回に一般健康診査を増やし、さらに平成23年度より子宮頸がん検診・HTLV-1抗体検査・性器クラミジア抗原検査を追加し実施しています。また、県外医療機関受診者に対しても償還払いで対応するなど、受診しやすい環境づくりに努めています。平成25年度においては、妊娠届を行った334人全員が妊婦健康診査を受診しています。

【表 9】 妊婦健康診査の実施状況 (年間延べ利用人数)

	H22	H23	H24	H25	備考
受診者数	4,212	5,331	4,754	4,947	H23から ・子宮頸がん、 ・HTLV-1抗体・性器クラミジア 抗原検査を追加

課 題

妊娠届が遅くなり、妊婦健康診査の望ましい回数に達しないケースがあります。今後、心の問題を抱える妊婦への対応、また歯科・感染症の予防など妊婦健診のあり方もさらに検討する必要があります。

【表 10】 妊娠届出状況 (単位：人、%)

年度	届出数	届出時の妊娠週数 (内訳)				
		11週 以内	12～ 19週	20～ 27週	28週～ 分娩まで	分娩後
H22	366	316	45	4	1	0
		86.3	12.3	1.1	0.3	0.0
H23	339	289	45	3	2	0
		85.2	13.3	0.9	0.6	0.0
H24	334	318	14	2	0	0
		95.2	4.2	0.6	0.0	0.0
H25	334	316	14	1	3	0
		94.6	4.2	0.3	0.9	0.0

施策の内容

- ① 妊娠届の必要性、適正な時期について、あらゆる機会をとらえて周知・啓発に努めていきます。
- ② 妊婦の健康の保持、増進を図るため、健康状態の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施します。

【表 11】妊婦健康診査の年度別需要量見込と提供量 (年間延べ利用人数)

	H27	H28	H29	H30	H31	
需要量の見込み①	5,760	5,580	5,400	5,400	5,400	
提 供 量 ②	5,760	5,580	5,400	5,400	5,400	
	実施場所	医療機関	同左	同左	同左	同左
	実施体制	県医師会委託	同左	同左	同左	同左
	検査項目	尿、血液、血圧 C型肝炎抗体 B型肝炎抗原 梅毒、風疹抗体 H I V抗体 子宮頸がん検診 HTLV-1抗体 性器クラミジア抗原 歯科 超音波 B群溶血性連鎖球菌	同左	同左	同左	同左
実施時期	通年	同左	同左	同左	同左	
過不足②-①	0	0	0	0	0	

イ 健康教育・健康相談・特定不妊治療助成事業

現 状

少子化が進み、妊娠届出数（母子健康手帳交付）は年々減少しています。届出の適正な時期とされる11週以内の届け出割合は増加していますが、10代や高齢、未婚などハイリスク妊婦（*25）の割合が3割を超えています。

また、妊娠後の禁煙の徹底は改善傾向にあるものの、喫煙率0%には達していません。初婚年齢が高くなるなど、妊娠を望んでも、なかなか自然妊娠が望めない方々も増えてきています。

課 題

- ・ハイリスク妊婦（※）の割合が3割を超えており、産科医療機関などと連携し、継続した支援が必要です。
- ・妊産婦に対し、喫煙および受動喫煙（*26）が妊娠合併症や子どもの病気を引き起こす危険性を高めることなどについて、産科医療機関と連携を図りながら情報提供や保健指導を徹底していく必要があります。
- ・産後うつ（*27）質問票の導入によりスクリーニングした妊婦について、継続した関わりを持つとともに、関係機関との連携を図る必要があります。
- ・不妊治療に対する医療費は保険適用外のため、医療費が高額で治療にかかる経済的負担が大きくなっています。

【表 12】 ハイリスク妊婦の状況 (単位：人、%)

年度	届出数	ハイリスク妊婦の内訳 (延数)				
		10代	高齢初妊婦 (*28)	未婚	その他	計
H22	366	6	7	28	38	79
		1.6	1.9	7.7	10.4	21.6
H23	339	2	19	23	49	93
		0.6	5.6	6.8	14.5	27.5
H24	334	3	16	21	59	99
		0.9	4.8	6.3	17.7	29.7
H25	334	4	24	30	51	109
		1.2	7.2	9.0	15.3	32.7

【表 13】 妊産婦の喫煙状況

(単位：人、%)

年度	妊娠中 喫煙	妊娠後 禁煙	妊娠前から 喫煙なし	不明	計
H22	14	38	308	6	366
	3.8	10.4	84.2	1.6	100.0
H23	9	33	294	3	339
	2.7	9.7	86.7	0.9	100.0
H24	15	47	272	0	334
	4.5	14.1	81.4	0.0	100.0
H25	10	33	291	0	334
	3.0	9.9	87.1	0.0	100.0

※妊娠中：母子健康手帳交付時

【表 14】 新生児訪問(*29)の状況

(単位：人、回)

年度	新生児訪問数 (実人員) (A)	(A)に対する年 度内延べ訪問回 数 (B)	左のうち産後う つ質問票等使用 (C)	(C)のうち要支 援ケース (D)
H22	307	326	303	25
H23	329	335	314	34
H24	320	337	311	20
H25	325	343	318	23

施策の内容

① 健康相談

保健師等が母子手帳交付や妊娠・出産・育児に関する相談、保健指導を行い不安軽減に努めます。同時に「母子手帳交付時アセスメント票」により家族状況や妊婦の既往歴、協力者の有無等の情報を収集し、妊娠・出産に係るサービスの提供やハイリスク妊婦の早期発見・支援につなげます。

また、医療機関から毎月報告される妊婦健康診査受診票により、未受診者を早期に発見し、受診勧奨に努めます。

② 健康教育（パパ・ママスクール等）

妊娠・出産・育児について夫婦で理解を深め知識を習得していくことが重要であることから、体験学習や助産師の講話などを取り入れた「パパ・ママスクール」を開催し、父性・母性を育みます。

母子健康手帳交付時や家庭訪問、乳幼児健康診査の場をとらえ、妊娠中・育児中の喫煙や受動喫煙の防止について、情報提供や保健指導を行い、その徹底に努めます。

③ 特定不妊治療助成

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

また、男性不妊治療についても助成事業を実施します。

2 子どもの健やかな成長・発達への支援

(1) 乳幼児を支援する事業

ア 乳児家庭全戸訪問事業

現 状

乳児家庭全戸訪問事業（母子保健法における新生児訪問指導）を実施し、子どもや産後の母親の健康状態を把握し、相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行っています。

市外に里帰りする親子に対しても、産婦本人の意向を確認の上で、当該自治体の保健師に訪問活動を依頼するなどの対応をしています。

【表 15】 乳児家庭全戸訪問事業の状況 (単位：人)

	H22	H23	H24	H25	備 考
訪問件数	307	329	320	325	

課 題

初回訪問では育児不安等の改善に至らず、繰り返し訪問支援の必要なケースが増えています。また、産後うつが発症しやすい産後早期ケースの訪問の必要性が高まっており、適切な時期に訪問対応可能な体制強化が課題となっています。

施策の内容

乳児家庭全戸訪問事業を、保健師による新生児訪問事業の一環として実施します。子育て支援に関する情報提供を行うとともに養育環境を把握し、必要なケースには関係機関での早期対応につながるよう、体制の整備を進めます。

【表 16】 乳児家庭全戸訪問事業の年度別需要量見込と提供量 (単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込①		320	310	310	300	300
確保策②		320	310	310	300	300
確保策②	実施体制	母子保健担当保健師 嘱託保健師	同左	同左	同左	同左
	実施機関	直営	同左	同左	同左	同左
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

イ 養育支援訪問事業

現 状

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等から、養育支援を特に必要とする家庭の児童及びその養育者に対し訪問支援を行うもので、平成 24 年度より事業を開始しています。

【表 17】 養育支援訪問事業の実施状況 (延べ人数)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備考
訪問件数	—	—	2 3	5 8	

課 題

増加する多様なケースに対応できる体制づくりが必要です。
また、多問題ケースの増加に対応した支援内容の充実も望まれています。

施策の内容

乳児家庭全戸訪問事業との密接な連携のもと、子育て支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用しながら、特定妊婦（*30）や要支援児童への適切な指導、支援を行います。

【表 18】 年度別需要量見込と提供量 (単位：年間延べ人数)

		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
需要量の見込①		8 0	8 0	8 0	8 0	8 0
確 保 策 ②		8 0	8 0	8 0	8 0	8 0
	実施体制	子育て支援ネットワ ーク担当 母子保健担当保健師	同左	同左	同左	同左
	実施機関	直営	同左	同左	同左	同左
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

ウ 健康教育・健康相談・乳幼児健康診査

現 状

子どもの疾病の早期発見、発育発達の確認及び育児支援を目的として乳幼児健康診査（3か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）を毎月1回実施しています。その結果、高い受診率を維持していますが、わずかに未受診者がいます。

【表 19】 乳幼児健診の受診状況 (単位：人、%)

区分	H22		H23		H24		H25	
	対象児数	受診児数	対象児数	受診児数	対象児数	受診児数	対象児数	受診児数
3か月児	354	338 95.5	347	335 96.5	323	311 96.3	319	313 98.1
9か月児	322	307 95.3	352	339 96.3	338	327 96.7	319	312 97.8
1歳6か月児	349	346 99.1	333	329 98.8	350	341 97.4	344	338 98.3
3歳児	239	235 98.3	355	352 99.2	353	346 98.0	340	338 99.4

※H22の3歳児健診については、健診対象月齢を変更したため、4～7月が移行期に当たり、実施していない。

課 題

- ・少子化や核家族化が進む中、育児に不慣れな母親等が増えています。また、発育・発達に偏りのある子どもも増えており、こうした養育者の育児不安の軽減に努めていく必要があります。
- ・乳幼児健康診査の結果、経過観察が必要とされる乳幼児が増加していることから、子ども家庭支援センター(*31)や保育所等と連携した、継続した支援が必要です。
- ・核家族化に伴う家庭における育児力の低下から、家庭訪問や乳幼児健康診査、育児相談において、より具体的で個別的な支援が求められています。

施策の内容

① 乳幼児健康診査

子どもの疾病の早期発見、発育発達の確認、育児不安の軽減を目的として、3か月児、9か月、1歳6か月児及び3歳児を対象に実施します。未受診児については、家庭訪問や来所相談など個別支援の充実に努めます。

また、臨床心理士、保育士等の専門スタッフを活用し、多角的な支援を行っています。

② 健康教育（育児教室）／健康相談（育児相談）

育児に関する不安や悩みの解消、親同士の交流や情報交換の場として、定期的な育児教室や育児相談を実施し、育児全般の知識の普及とともに、特に乳幼児期に大切な事故防止や感染症予防の知識の普及・充実に努めます。

ハートフルセンターの健康相談窓口では、電話や来所の相談に随時対応するとともに、ゆめは一と寒河江と連携し保健師が定期的な相談支援を行います。また、家庭訪問や健康診査などの機会を捉え、相談窓口の情報提供及び周知を図ります。

(2) 発達支援(*32)を要する子どもに関する連携体制の充実

現 状

乳幼児健康診査の結果、言語発達や多動などの行動面で経過観察が必要な幼児の増加が見られます。また、保育所や幼稚園においてコミュニケーションがうまくとれず、集団生活が困難な幼児が増加しています。

課 題

乳幼児健康診査の結果を踏まえ、県で実施している精神発達精密健康診査の活用や保育所、幼稚園、臨床心理士等による相談の充実を図る必要があります。

乳幼児健診健診結果（精神発達面）

【表 20】 1歳6か月児健診 (単位：人、%)

	受診児数	異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療/ 治療中
H 2 2	346	306	2	36	0	2
		88.4	0.6	10.4	0.0	0.6
H 2 3	329	279	7	42	0	1
		84.8	2.1	12.8	0.0	0.3
H 2 4	341	324	0	17	0	0
		95.0	0.0	5.0	0.0	0.0
H 2 5	338	285	5	46	1	1
		84.3	1.5	13.6	0.3	0.3

【表 21】 3歳児健診 (単位：人、%)

	受診児数	異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療/ 治療中
H 2 2	235	221	1	11	1	1
		94.1	0.4	4.7	0.4	0.4
H 2 3	352	322	4	24	2	0
		91.5	1.1	6.8	0.6	0.0
H 2 4	346	337	1	8	0	0
		97.4	0.3	2.3	0.0	0.0
H 2 5	338	309	0	21	3	5
		91.4	0.0	6.2	0.9	1.5

施策の内容

- ① 言語発達やコミュニケーションに課題がある幼児とその保護者を対象とした臨床心理士による個別相談を実施します。(おやこ相談)
- ② 保育所及び幼稚園等を訪問し、健康診査で経過観察が必要な子どもや園で気になる子どもの行動観察・情報交換を行い、園や子ども家庭支援センター、相談支援事業所等と連携して療育支援に努めます。
- ③ 療育(*33)を必要とする乳幼児が、適切な時期に相談や発達検査、訓練が受けられるように専門機関などの相談窓口の周知を図り、療育に関する情報提供を行います。
- ④ 児童相談所や療育訓練センターなどの専門機関との連携を強化します。
- ⑤ 栄養士、保健師、臨床心理士による定期的な育児相談を実施します。
- ⑥ 相談窓口や乳幼児健診においてパンフレットなどを配布し、障がいや療育に関する情報提供を行います。

(3) 歯科保健事業

現 状

幼児期におけるむし歯予防のためフッ素塗布を1歳6か月児、2歳6か月児及び3歳児における歯科検診時に加え、随時希望者（※）に対し実施しています。 ※1歳6か月児に無料フッ素塗布券を配布

課 題

- ・むし歯のない子どもの割合は、3歳児においては増加傾向にあるものの、国の「健やか親子21」が示す目標値80%には達していない状況にあります。また、1歳6か月児健診におけるむし歯のない子どもの割合が県及び全国と比較して低く、その対策が急務となっています。
- ・生まれてくる赤ちゃんの歯を丈夫にするために、妊娠中の母親の歯の健康づくりも重要になってきます。

【表 22】 虫歯のない子どもの割合 (単位：%)

	1歳6か月児健診			3歳児健診		
	寒河江市	山形県	全国	寒河江市	山形県	全国
H22	96.5	97.4	97.7	64.7	70.2	78.5
H23	95.7	98.0	97.8	64.5	70.9	79.6
H24	95.9	97.8	97.9	67.1	74.4	80.9
H25	96.2	98.1	-	74.0	77.4	-

(山形県母子保健事業のまとめ)

施策の内容

- ① 妊娠期からのむし歯予防の知識の普及啓発のため、妊婦歯科検診の導入を図ります。また、母親だけでなく、子どもを取りまく周囲の大人が歯の健康づくりの必要性を認識できるよう、祖父母学級や市報等を活用し、普及啓発に努めます。
- ② 乳幼児期は歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いことから、乳幼児健康診査事業に合わせ、歯科検診やむし歯予防に関する情報の提供・ブラッシング指導を行い、家庭において保護者等が効果的な歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう情報提供に努めます。また希望者に対し、フッ素塗布の機会を提供します。
- ③ 歯科医院での継続的なフッ素塗布を勧奨する等、むし歯予防の普及啓発に努めます。

(4) 予防接種事業

現 状

感染症の発生および蔓延を防止するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施していますが、いずれも高い接種率で推移しています。未接種者をゼロに近づけるため、医療機関・学校・保育所・幼稚園など関係機関との連携を強化しながら、継続して接種勧奨に努めています。

予防接種法の対象外の任意予防接種は、高額な費用負担を伴うものですが、定期予防接種同様、乳幼児期の感染症や合併症予防において重要な位置付けにあります。

【表 23】 平成 25 年度 定期予防接種(*34)の接種状況 (単位：人、%)

種別		対象者数 (人)	対象者	接種者数 延べ人数 (人)	接種率 (%)
(四種混合) ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎	1 期初回	313	生後 3 月～90 月に至るまでの間に ある者	321	102.6
	1 期追加	—	初回終了後 1 年～90 月に至るまで の間にある者	24	
(二種混合) ジフテリア 破傷風	2 期	390	11 歳以上 13 歳未満の者	340	87.2
麻しん・風しん	1 期	335	生後 12 月～生後 24 月に至るまで の間にある者	335	100
	2 期	362	5 歳以上 7 歳未満の者であって小 学校就学前の 1 年間にある者	319	88.1
日本脳炎	1 期初回	804	生後 6 月～90 月に至るまでの間に ある者	617	76.7
	1 期追加	—	4 歳～90 月に至るまでの間にある 者	733	
	2 期	326	9 歳～13 歳未満の者	201	61.7
結核	結核	314	生後 1 歳に至るまでの間にある者	265	84.4
ヒブ	初回 3 回	315	生後 2 月から生後 60 月に至るまで の間にある者	350	111.1
	追加 1 回	—		398	
小児肺炎球菌	初回 3 回	315	生後 2 月から生後 60 月に至るまで の間にある者	353	111.1
	追加 1 回	—		339	
子宮頸がんワ クチン	初回	216	12 歳となる日の属する年度の初日 から 16 歳となる日の属する年度 の末日までの間にある女子	56	25.9

課 題

ワクチンによっては、任意接種(*35)から定期接種に変更なるものもあり、保護者や関係機関への適正な情報提供に努める必要があります。ワクチンの種類が増える中、接種における「間違い（誤接種）」が起こらないよう的確に情報を発信するとともに、適切な時期に安全に接種できる環境づくりに努める必要があります。

施策の内容

- ・ 定期予防接種助成、任意予防接種助成

接種費用の全部または一部を助成し、予防接種法に基づき、適正かつ安全に予防接種を実施するとともに、乳幼児健康診査等の機会を活用した個別勧奨のほか、各関係機関と連携を図りながら未接種者に接種勧奨を実施し、接種率の向上に努めます。

また、ワクチン開発等により、接種できる任意の予防接種が増えてきていることから、家庭訪問や乳幼児健康診査等の機会を捉えて情報の提供を行います。



3 子育てに関する学習機会の充実

(1) 育児教室等の充実

現 状

初めて、父親、母親になる方を対象に妊娠、出産、育児についての基本的な知識を習得し、不安を解消するためのパパ・ママスクールや子どもの健やかな発育・発達、疾病予防、離乳食などについての正しい知識、情報を提供するための育児教室、離乳食教室を開催しています。

また、初めて祖父母になる方を対象に最近の育児に関する情報提供や沐浴実習などを内容とした祖父母学級を開催しています。

なお、育児教室については、健康づくりから仲間づくりまで幅広い目的で実施してきましたが、平成24年に総合子どもセンター「ゆめは一と寒河江」が開所したことに伴い、「仲間づくり」等の部分は当該施設に移管し、それ以外の「健康づくり」等の専門的な教室の開催へと内容の変更を行い、効率的に役割の分担を行ってきています。

【表 24】 育児教室等の開催状況 (単位：回、人)

事業名	区分	H22	H23	H24	H25
パパ・ママスクール	実施回数	9	9	6	7
	参加者数	97	122	110	93
祖父母学級	実施回数	4	3	5	3
	参加者数	12	7	17	21
離乳食教室	実施回数	6	6	6	6
	参加者数	32 組	45 組	48 組	51 組
育児教室	実施回数	10	8	4	3
	参加者数	263 135 組	151 91 組	64 36 組	54 29 組

課 題

共働き世帯、働いている祖父母の増加等に伴い、平日の開催では参加が困難な方が多くなってきており、対象者が参加しやすい日時の開催を検討する必要があります。

また、各教室の開催について周知方法について検討する必要があります。

施策の内容

- ① 休日の開催等、対象者が参加しやすい日時の開催に努めます。
- ② 教室等の開催について、乳幼児訪問や健診の機会をとらえ周知するとともにホームページを活用し、周知徹底に努めます。
- ③ 各教室や乳幼児健診時の様子から必要と思われる家庭には、子ども家庭支援センターとの連携や、NPOが実施している育児経験者の訪問等による育児不安、孤立感解消等のための事業の活用を図ります。

【表 25】 取り組みの目標

基本目標 1	施策の方向	具体的な施策	事業名	評価項目	現状（平成 25 年）	目標（平成 31 年）
子どもが健やかに育つまちづくり	1 妊娠期からの切れ目のない支援	(1) 思春期を対象とする事業	①赤ちゃん触れ合い体験学習事業	赤ちゃん触れ合い体験学習事業	市内高校	継続
			②学校保健との連携	学校保健委員会に参加する数	8 校（13 校中）	増加
				10 代の人工妊娠中絶率	5.6（平成 23 年） （村山保健所管内）	減少
		(2) 妊産婦を支援する事業	①妊婦健康診査事業	周産期死亡率	3.0% （平成 24 年）	減少
				11 週以下の妊娠届出	94.6%	増加
				妊婦健康診査未受診の把握	100%	100%
			②健康教育・健康相談・特定不妊治療助成事業	育児相談の回数	実施	増加
				全出生中の低出生体重児の割合	5.6%	減少
				妊娠中の喫煙率	3.0%	0%
				妊娠中の飲酒率	1.0%	0%
		合計特殊出生率	1.59（平成 24 年）	1.50 以上		
		2 子どもの健やかな成長発達への支援	(1) 乳幼児を支援する事業	①乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問実施率	95.3%
	②養育支援訪問事業					
	③健康教育・健康相談、乳幼児健康診査			乳幼児健康診査受診率	3 か月児 98.1% 9 か月児 97.8% 1 歳 6 か月児 98.3% 3 歳児 99.4%	
			健康診査未受診児の把握率	100%	100%	
			事故防止の広報活動	実施	継続	
			経過観察のための保育所等訪問	14 回（12 園中）	継続	
	(2) 発達支援を要する子どもに関する連携体制の充実		相談窓口の周知・情報提供	実施	継続	
			専門的支援（おやこ相談等）	6 回	9 回	
	(3) 歯科保健事業		むし菌のない 3 歳児の割合	74%	90%	
			むし菌のない 1 歳 6 か月児の割合	96.2%	97.9%	
	(4) 予防接種事業		予防接種接種率	表 23 に記載	100%	
		相談窓口の周知・情報提供	実施	継続		